

JA 福島共助会線量計貸出要領

1. 目 的 この要領は、共助会が保有する線量計の貸出について必要な事項を定めるものとする。
2. 貸出対象団体 原則現物給付以外の団体を対象とする。（別紙のとおり）
3. 貸出線量計 貸出す線量計は、次のものとする。なお、貸出台数は、各団体に1台とする。

線量計名	台数	種 類
環境放射能モニタ P A-1000（堀場）	4	環境放射線（ γ 線）
ハンディサーベイメータ（富士電機）	3	環境放射線（ γ ・X 線）
電子式個人線量計 DOSEi（富士電機）	1	積算線量（ γ 線）
ミスター・ガンマ A2700（クリアプレス）	5	環境放射線（ γ 線）
三単位計測ガンマカウンター（フランス製）	3	食品表面・環境放射（ β ・ γ 線）

※各線量計の仕様は、共助会のホームページをご覧ください。

（ホームページURL：<http://ja-kyojoka-i.or.jp>）

4. 貸 出 料 金 無料とする。ただし、乾電池等消耗品代については、借用団体において負担するものとする。
5. 貸 出 期 間 貸出期間は、原則として1ヶ月以内とする。
6. 貸 出 手 続
- （1）線量計の借り受けを希望する団体は、共助会のホームページ等で貸出の可否を確認のうえ、別紙「線量計借用申込書」に必要事項を記入し提出する。
 - （2）共助会は、提出された「線量計借用申込書」の内容を確認のうえ、貸出するものとする。
 - （3）借用団体は、線量計を返却する際に「線量計返却届」を提出する。
 - （4）線量計を送付する際の送料については、返却時のみ、借用団体の負担とする。
7. 管 理 責 任 等
- （1）借用団体は、貸出された線量計を自らの責任において管理し転貸をしてはならない。
 - （2）借用団体は、故意または重大な過失により線量計を紛失または破損した場合は、借用団体において弁済するものとする。
- なお、使用中の破損等によりかかる経費は、当会において負担するものとする。

附 則 この要領は、平成23年9月7日より施行する。